

静岡県告示第730号

静岡県文化財保護条例（昭和36年静岡県条例第23号）第5条第1項により、次の静岡県指定有形文化財の指定を解除したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

令和7年11月21日

静岡県知事 鈴木 康 友

種 別	有形文化財（工芸品）
名 称	太刀 銘備前長船長義（額銘）裏に朱銘あり
員 数	1 口
指定書番号	第124号
指定年月日	昭和31年10月17日
理 由	県外移転